

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 7 年度 第 1 回芦屋市いじめ問題対策連絡協議会		
日 時	令和 7 年 6 月 2 4 日 (火) 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0		
場 所	芦屋市役所 分庁舎 2 階 大会議室		
出 席 者	会 長 國友 千枝 副 会 長 竹内 浩文 委 員 竹中 恵子 山田 陽子 河野 貴史 横田 薫 山下 恭範 岩本 和加子 富田 泰起 浅田 陽一 内藤 純子		
事 務 局	こども政策課 部長 茶嶋 奈美 課長 三崎 英誉 課長補佐 筒井 大介 係長 森本 明日翔 主任 井上 真希		
関 係 課	学校支援課 主査 佐藤 菜穂子		
会議の公開	■ 公開		
傍 聴 者 数	1 人		

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状の交付、委員紹介

<内容>

- (1) 本市におけるいじめの状況について【協議】
- (2) いじめ防止対策の実施状況について【協議】

2 提出資料

資料 1 本市におけるいじめの対応と取組について

資料 2 令和 6 年度いじめ防止等に係る取組の実施状況

参考資料 令和 6 年度第 1 回いじめ問題対策連絡協議会における主な意見とその対応
(要旨)

参考資料 第 3 期こども・若者輝く未来プラン「あしや」

3 審議内容

<開会>

- (1) 開会の挨拶

【事務局挨拶】

- (2) 委嘱状の交付、委員紹介

【委嘱状の交付】

【委員・事務局自己紹介】

(事務局森本) 今回新たに委員となられる方もいらっしゃいますので、簡単にいじめ問題対策連絡協議会について説明させていただきます。このいじめ問題対策連絡協議会で

すが、委員は、保護者団体、青少年育成団体、社会福祉団体、学校教育、行政の各関係者から構成されており、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るため、開催させていただいております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。それでは、事務局から会議運営上の説明をさせていただきます。まず、本協議会ですが、芦屋市情報公開条例第19条により、公開が原則となっております。また、議事録を公開し、本協議会における発言の内容や委員名も公開することが原則となっております。つきましては、議事録を正確に作成するために、レコーダーにて音声を録音させていただきます。

続きまして、本日は委員11名の内、11名に出席いただいております、半数以上の出席がありますので、この協議会は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、今後の会の進行を会長と交代させていただきます。よろしくお願いいたします。

(國友会長) はい、よろしくお願いいたします。まず、本協議会を公開とする件ですが、原則どおり公開でよろしいでしょうか。

【全員承認】

(國友会長) では、本協議会は原則どおり公開とします。次に、傍聴希望者はおられますか。

(事務局森本) 本日は1名傍聴希望者がおられます。

(國友会長) では、傍聴者が1名おられるということですので、入場してもらってください。

(事務局森本) 資料は、事前に皆様へお送りしております、次第と委員名簿、資料1 本市におけるいじめの対応と取組について、資料2 令和6年度 いじめ防止等に係る取組の実施状況、参考資料 令和6年度第1回いじめ問題対策連絡協議会における主な意見とその対応です。

当日資料としまして、令和6年度いじめ防止啓発チラシ、こどもの人権ワークショップの案内チラシ、第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」、子どもの権利条約リーフレット3種類を配布させていただいております。本日の資料としては以上です。不足している資料はございませんでしょうか。

事務局からは以上です。

<内容1> 本市におけるいじめの状況について【協議】

(國友会長) それでは議題に入ります。事務局から協議内容1「本市におけるいじめの状況について」を報告してください。

(関係課佐藤) まず、いじめの件数ですが、これまで微減しておりましたけれども、令和6年度は上がっております。令和6年度小学校1, 828件、令和5年度よりも313件増加しております。中学校123件、令和5年度より5件増加しております。

昨年まで減少傾向だったものが、学校での認知が増したため、増加しているととらえております。特に小学校低学年における認知が増加しています。大人にとっては些細なことと思われることも、積極的に認知をしているところです。

また問題行動ですが、指導不服従などのその他がほとんどです。小・中学校とも増加をしています。

今年度の問題行動の特徴です。各校の生徒指導報告からは小・中学校ともに増加しているSNSトラブルがいじめに繋がっているケースが見られました。またリストカット、オーバードーズのような重大なもの、特別な支援を要する児童生徒の増加、また、DVなどの家庭環境問題などが見られました。

次にいじめアンケートからの芦屋市の傾向です。男女、年齢にかかわらず、卑わいなあだ名を言われる、体を触られるなど、性的なものや、SNSに関するものが見られました。具体的には勝手に写真を撮られた、悪口の書き込みなどがありました。

続きまして、昨年度の不登校の状況です。右肩上がりが続き、高止まりの状況です。小学校は前年比プラス20名で90名、中学校は前年比プラス23名で138名です。

芦屋市小学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書の調査結果を受けた再発防止策として、5つの事業を行って参りました。

まず1つ目に、弁護士によるいじめ防止に関する授業を行いました。日常にある事例を通じて、考えを深める双方向の授業です。いじめ防止対策推進法の解説をしつつ、どのような行為がいじめとなるのか、いじめに直面したときにどのように行動すればよいかを考えました。身近な問題であるいじめを自分事として考えてもらうため、「ストップいじめ！ナビ」の理事であります真下先生が、授業を作ってくださっています。3年で1セットが完結するプログラムになっておりまして、昨年度はCDが壊れたというケース、今年度は合唱コンクールの事例、小学校ではリレーの事例を扱いながら、いじめの4層構造のお話をしていただく予定です。自分がどんな立場でどういう振る舞いをすると、どんなふうにいじめに影響を与えるかといったことを俯瞰的に考えていくような授業です。3年目は中立を考えることがテーマです。授業についても芦屋市教育委員会と学校が連携して取り組みを進めているところです。昨年度のこどもたちの授業の振り返りから少し紹介します。24%と最も多かったのが、「いじめに法律があることを知った、いじめの定義、ラインを知った」というものです。「CDが壊れたケース」の授業に参加している際に、「いじめられたのは、本人がCDを傷つけたのが悪いんだ」という意見が複数ありました。しかし、定義をおさえることができて、俯瞰して物事を考えることによって、「いじめはよくないと強く思った」とか、「みんな同じように悪いと安易に片付けることは危険だとわかった」というような意見がありました。

2つ目に、いじめ対応ケースの事例研修です。いじめの重大事態の調査に対するガイドラインの改正に伴って、法や基本方針及び調査の指針に基づく対応をするために、いじめの問題に対応する教職員の対応力の向上が必要だと考え、学校のニーズに合う形で研修を行ってもらいました。今年度もこのような形で、法的対応と学校の役割、生徒の権利を守りつつ、学校としてどのような対応が法的に適切かを理解するような研修会を考えています。

3つ目にアセスメントツールの活用です。生徒指導提要にも経験や勘に加えて、データから多角的にこどもや学級の様子をアセスメントすることが大事だと

言われています。アセスというものは、こどもたちの学校適応感を数値化し、個々の状況を詳細に把握するためのアセスメントツールです。B－S A F Eは、いじめの実態把握と予防に特化した学級の環境改善をサポートするツールです。見えない部分が見える化し、見えないS O Sに気づき、こどもに対する理解を深めるためにアセスを導入しました。6月、11月、2月は学級がしんどくなる時期と言われています。その前に、アセスを取り入れ、いじめのアンケートとあわせて、こどもたちを見ております。アセスの結果の活用の不十分さが昨年度課題だったことから、今年度学年の先生と結果をもとに、こどもたちの背景や強みに関して対話をしたところ、こどもに寄り添い、理解が深まっていくことを実感いたしました。

4つ目としましては、教育相談コーディネーターの研修養成です。組織的な校内支援体制の中核となる教育相談コーディネーターを全校に配置しました。中学校では、生徒指導加配教員がその役割をすでに担っております。岩園小学校では、校内体制構築をメインに、そして潮見小学校では、学校への適応や、より良い人間関係の形成をメインにサポートをいたしました。今年度も引き続きサポートしているところです。

潮見小学校で市教育委員会も入って一緒に授業をした事例を少し紹介させていただきます。今年度2年生に「ハッピー スマイル★マスターになろう！」というプログラムで、生活の決まりや学年行事等とか学習活動などに合わせて、社会性、情動性を育むような学習を行いました。「おはようございます」という挨拶でありますとか、しっかり聞こうとか、仲間に入れてっていうときの「入れて」と言うのがちょっと難しいこどもたちの関係づくりや、自分の気持ちを伝える、自分の気持ちに気づくためのプログラムです。また、「アドじゃん」という「スリンプルプログラム」というものに取り組んでいる学校もあります。自己理解、他者理解とか、みんなで挑戦するようなS G Eと言われる構成的グループエンカウンターや、最後にはお楽しみ会を計画するというようなことを考えました。これは、その時のこどもたちの様子です。担任の先生と一緒に私も入りながら、このような授業を行って参りました。こどもの問題行動や学校不適応、不登校、いじめ、非行、S N Sに関わる問題の根底には、周囲の人との人間関係の持ち方の不適切さがあると言われています。人間関係の基盤をなす社会的能力は、生活の中で育まれるものだったのですが、それが、環境の変化からこれを身につける機会が減少していますので、今では学校で、意図的に育むことが期待されています。そこで、自分の気持ちのコントロール、自分や他者への気づき、対人関係などを学ぶプログラムを組んで、いじめや問題行動の予防となる取り組みを行ったという紹介でございました。

最後に、P E A C Eサポーターの派遣についてです。各中学校、小学校2校に1名配置だったところ、今年度はすべての学校に1名配置をして、時間も拡充しております。取り組みについては以上です。

(事務局三崎) 続いて、こども政策課から今日お配りしました緑色の冊子「第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」」を使ってご説明をさせていただきます。

最初にこの計画書の位置付け、期間、対象年齢、計画の構成について簡単に触れさせていただきます。4ページをご覧ください。計画の位置付けと期間というところですが、4行目の「芦屋市こども計画」として位置付ける、という部分について触れさせていただきます。こども家庭庁による、「自治体こども計画策定

のためのガイドライン」では、自治体は、国が策定している「こども大綱」を勘案してこども計画を定めることとされております。こども大綱には、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困対策の推進に関する法律、の大綱がまとめられております。芦屋市では、子ども・子育て支援事業計画と子ども・若者計画を作っていましたが、今回、第三期の計画として更新をさせていただく上で、この国の方針を踏まえて、こども大綱の内容を基本としまして、計画書の一体化を図りました。それがこの緑色の冊子になります。先ほど申し上げました、こども大綱を含んでいる項目をベースにしておりますので、芦屋市こども計画として位置付けているということ、このページで書かせていただいております。

引き続きまして、5ページをご覧ください。計画の期間と対象年齢について触れているページです。この計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象にした計画です。その下の計画の対象者は、妊娠期から出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期、ポスト青年期までとなっております。

続いて、62ページをご覧ください。この計画書の構成について、一覧にしたものです。こども大綱の構成にならない、ライフステージ別の構成としております。上が、ライフステージを通して、どの世代にも共通した項目を載せている部分になります。基本目標2、基本目標3と続いていきますが、そこからは、出産、乳幼児期、学童期と、ライフステージ別に重要項目が示されており、それを踏襲した方法で、この計画書も構成させていただいております。一番下が、子育て当事者への支援に関する重要事項となります。

いじめに関する内容ですが、こども大綱の中では、学童期、思春期の部分で、いじめ防止、不登校のこどもへの支援という項目が取り上げられておりますので、この計画書では、基本目標3「こども・若者が地域で生活できるよう支援する」(4) こどもにとって個別的な課題への支援に記載させていただいております。これが計画書の構成になります。

では、84ページ「(4) こどもにとって、個別的な課題の支援」をご覧ください。現状と課題のところで、いじめについて触れておりまして、2段落目の一番後ろにあります「学校いじめ防止基本法の見直し」や「いじめ防止啓発事業」が、いじめ問題対策連絡協議会で、毎年お諮りさせていただいている、いじめ防止の啓発事業の取り組みについて触れております。

では、85ページをご覧ください。先ほどの項目に対しての、昨年開催しました「こども・若者ワークショップ」で出た意見で、関係する声を抜粋して載せております。そして、施策の方向性、そして芦屋市で今展開しております、主な事業を載せております。

最後に86ページをご覧ください。計画書に関係する様々な取り組みを、枠囲み記事で載せています。ここでは、潮見中学校で、生徒会の方が全国いじめ問題こどもサミットへ参加されて、そこで学んで帰ってきたことを、自らの学校で取り組んで、そして、市内三中学校の生徒会執行部交流会で、学校での取り組みを情報共有したという取り組みを載せております。計画書に掲載しているいじめ防止についての取り扱いを、こども政策課から説明させていただきました。以上でございます。

(國友会長) ありがとうございます。先ほどの報告について、何かご質問やご不明点はございませんか。

(山田委員) P E A C E サポーターは、どういう方がなられているのでしょうか。

(関係課佐藤) どのような資格を持ってらっしゃる方かということですか。

(山田委員) 以前、立ち話をした先生から、「元教員です」というお話も聞いたことがあります。

(関係課佐藤) 募集のときにはそのような資格にはこだわらず、募集しております。そういつ中에서도、養護教諭だった先生など、学校に関わりがあったような方が応募されているケースもあります。

(國友会長) ありがとうございます。他にございませんか。

< 内容 2 > いじめ防止対策の実施状況について【協議】

(國友会長) では、次に次第の協議内容 2 「いじめ防止対策の実施状況について」、事務局より報告してください。

(事務局森本) 資料 2 「令和 6 年度いじめ防止等に係る取組実施状況調査」についてご説明いたしますので、お手元に資料をご用意ください。時間の関係上、主なものについてご説明させていただきます。

項目 2 「早期発見・早期対応のための措置」についてです。

人権・男女共生課では、毎月 2 回人権擁護委員による人権相談を実施しています。令和 6 年度はいじめ問題に関する相談は、2 件ありました。今年度も引き続き毎月 2 回人権擁護委員による人権相談を実施します。こども家庭・保健センターでは、毎学期の学校訪問等で、こどもの状況の把握を行い、必要に応じて保護者やこどもからの相談に応じました。いじめ事案については複合的な原因があり、対象者の需要に応じて心理相談の利用につなげました。こどもから直接相談が出来るよう、専用の相談フォームや電話・メール等を案内する他、誰でも過ごせる居場所を周知することにより、こども自身が相談しやすい環境を整える必要があると考えています。

2 ページ目をご覧ください。項目 3 「啓発活動」についてです。

①の取組みについて、人権・男女共生課では、法務局や人権擁護委員と連携して人権教室を開催しています。教室の内容は、人権擁護委員が DVD や紙芝居等を用い、子どもたちに、「思いやりの心」「いのちの大切さ」を楽しくわかりやすく学んでもらうことを目的に授業を行っています。令和 6 年度は、小槌幼稚園、芦屋国際中等教育学校、あいさいこども園、浜風小学校にて実施しました。また、小槌幼稚園において、花の種子、球根等を配布し、児童らが協力し合って育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにすることを目的とした「人権の花運動」を実施しました。今年度も引き続き人権教室や人権の花運動を実施します。

3 ページ目をご覧ください。③の取組みについて、こども政策課では、この連絡協議会にて「いじめ防止週間」を策定し、市内小・中学校 15 校を対象に、過

去の受賞作品を用いたのぼり旗を設置し、ポスターを配布しました。また、いじめ防止啓発チラシや小学校1年生、中学校1年生を対象に啓発シールを配布し、保健福祉フェアや日々の生活と人権を考える集い、ふれ愛シネサロンにおきましてもいじめ防止啓発チラシを配布しました。

成果や課題の3番目、市内小・中学校に啓発事業の取組についてアンケートを実施したところ、いじめについてこどもと意識的に話すきっかけになったという意見もあり、概ね好評であったため、引き続き関係機関と連携しながら取組を実施してまいります。今年度の啓発は、のぼり旗の設置など、昨年度と同じ形式で実施したいと考えています。委員の皆さまには、昨年度の取組に対する成果や課題、今年度の取組に対して、ご意見をいただければと思います。事務局からの報告は以上です。

(國友会長) 先ほどの報告について、何かご質問やご不明点はありますか。

(岩本委員) 令和3年度からいじめの認知件数は減少傾向にありましたが、それが令和6年度増加したということで、学校では人数減少に日々取り組んでいただいているところかと思いますが、なかなか実現は大変だなと感じました。昨年度もこの会議で、小・中学校の方で、いじめの早期発見がとても大切というお話をお伺いしまして、アンケートに力を入れて取り組んでおられるところですが、それぞれ、こういうところを工夫しながら現在取り組んでおられるというようなお話などございましたら、お聞かせいただければと思います。

(河野委員) 山手中学校では、昨年、アンケートを見直すために、1年かけて生徒指導部の方で研究を行いました。その中のメンバーが芦屋市の研究部会にも入っておりまして、その研究課題で他市のいじめアンケート情報も収集して、今年は作成しました。今回の見直しにあたって、書きやすさを念頭に置きました。いじめに遭ったこどもが長時間書いていると、周りから見ると、あの子いっぱい書いているなとなりますし、まだ書ければいいのですが、周りが気になって書けないという子もいるのではということで、いじめがあってもなくても、同じようにサッと書ける形式がいいのではないかと考えました。また、アンケートを行った後、いじめのお話を周りのこどもにわからないように聞くのですが、やはりこどもの間で、わかりますよね。わかりにくくする方法はないかということで、二者懇談の期間とアンケートの期間を一緒にすることによって、アンケートで呼び出されているとか案件のことを聞かれているということがわかりにくいようにしようと、今年から変えました。

またアンケートの内容ですが、以前はいじめが「ある」、「ない」、「どんなものがあったのか」を具体的に書く形でしたが、今年は「ある」、「ない」だけではなく、「ある」の中に、「ちょっとそんなことがあった」、「まああった」、「すごくあった」、という4段階の記入にしました。理由としては、早期発見、早期対応は当然ですが、「すごくある」に丸をつけたこどもは、優先的に対応する必要があるためです。「ちょっとある」の場合でも、2、3日以内に聞くようにはしますが、「すごくある」というSOSを出しているこどもについては、当日すぐに対応できるようにいたしました。

また、先生のチェックのしやすさも早期対応に必要ではないかということで、以前はB4サイズで、書く量も大変多かったのですが、今回はA4サイズで、す

ぐに見てサッと書けて、先生も見やすい形式に変更いたしました。今回のアンケート等の形式が本当によかったかどうか、また見直しを行って、次年度につなげたいと思っています。次年度に関しては、もう少しデータ化ができるもので、例えばスキャナーで読み込んで分析しやすいものにして、より学校の状況を把握しやすいようにできたらと研究を進めているところです。

(横田委員) 去年もお話させてもらったのですが、小学校では、アンケートは、こどもたちには書きにくいところもありました。小学校では二者懇談がないので、アンケートを書きにくいお子さんのことも考慮して、去年から、アンケートを取った後、アンケートに書いてないお子さんにも、何か困っていることがないか、いじめに関して何か伝えたいことはないかを1年生から6年生まで全員にお話を聞いています。アンケートだけでなく、直接的にこどもたちに聞く機会を設けていますので、そこでアンケートに載ってないことも上がってきたときにはいじめを認知します。そういったところで、認知件数が上がっているのかなと思います。他の学校も、おそらくいろいろ取り組みをされていると思います。

それから、先ほど学校支援課の方から出ましたアセスは、市の方では4年生だけ実施することになっていますが、うちは3年生、4年生、5年生、6年生でアセスを実施しています。説明にあったように、担任や教員でなかなか気づかないところは、アセスを使うと、見逃している児童生徒に対して、有効な調査ですので、そういったところを拡大してやっていこうかと先生たちに投げかけて、去年から3年生以上に実施しています。33問もあって、1・2年生には読み取るのが難しいので、幾つかの質問を、アセスの簡単版のような形で取り組んでいこうとしています。

(浅田委員) 教育委員会では、いじめ問題対策審議会という、また別の会議体を持っています。いじめの認知件数について補足させていただきます。いじめの認知件数の人数が、今いじめに対し苦しんでいるお子さんたちの人数だと認識すべきところですが、それと同時に一番心配なのが、件数を減らすことが成果となり、ゼロに近づけようとしたら、いじめを見逃してしまう心配があるという意見をいただきました。反対にいじめがないときに、本当に苦しんでいるお子さんがいないかどうかと疑う目を持ってこどもたちの様子を見ていくことが大切で、いじめがないというのは一番いいですが、それと同時に、こどもたちの様子をしっかりと見ていきながら、先生方が、逆にそのこどもたちの悩みを自らとっていき姿勢を示しているのが、積極的認知が増えているのではないかと思います。今はその過渡期ではないかと捉えています。

(山下委員) 部活動は、今後外部委託になってくるかと思いますが、部活動の中でいじめが起こった場合、どこが対応してくれるのでしょうか。警察に持ち込まれることも時々あります。警察は、ちょっとしたことで、事件として対応します。部活動が外部委託になった場合、色々な学校の生徒が集まったりすると思いますが、どこの誰がどういうふうに対応してもらえるのでしょうか。それを警察の方が対応するという話になれば、小さいことで事件として大きな話になることもありますので、その辺はどうなのかなと思っています。こどもは部活動で発散する部分があると思いますが、それがなくなってくると、弱い子のところに行ってしまうことも考えられます。その辺はどういったご意見を持っておられますか。

(河野委員) 部活の外部委託の話ですが、いじめの定義の中に、「学校の生徒が関係すること」とあります。例えば今でしたら、塾で他校とトラブルがあった場合も学校が介入しますし、公園でのトラブルも、学校が介入しています。だから外部委託をしても、学校に連絡が来れば、学校で話を聞いて対応していくかと思います。ただ内容によっては、これはいじめを通り越して犯罪だということに関しては、警察の方にご協力をお願いすることもあると思います。

(浅田委員) 部活動の地域展開の担当は、私どもでさせていただいております。河野委員がおっしゃったように、まず起こったことについては、学校でも適正に連携しながら関わっていくのですが、そもそも、トラブルが起きているときに、例えば地域クラブ活動であっても塾であっても必ず大人の方はいらっしゃると思うので、これをこの会議の大きなポイントだと思っているのですが、いじめについて、地域全体できちんと受けとめていく必要があるのではないかと思います。何度も言いますが、そこに関わるのも、こどもたちを見守る大人になりますので、ここで発信したようなことを、また地域の皆さんにご理解いただきまして、皆で見守っていくという体制をとっていただきたいと思います。また、こどもたちを育んでいく、スポーツ文化芸術活動ですが、これまで学校の先生方が、地域の方の力を借りながら行っていましたが、これについても、地域全体で作っていきます。当然学校の方も連携をしていきます。例えば学校の運動場を使う、体育館を使うという中で、関わりを続けていく形になると思います。なぜ今、部活動の地域展開をするのかというと、活動そのものの継続がどうしても難しくなっています。こどもの多様なニーズによって、部員数が集まらず、団体の大会に出ることができないという影響があります。これが現状ですので、それがさらに少子化で、余計に部員数が少なくなってきますので、私たちの方でその現状に対しメスを入れまして、継続的にこどもたちが色々な挑戦ができるような機会を作っていきます。既存の部活動だけではなく、例えば、調理がしたいとか、魚釣りがしたいとか、そういった思いを持っているこどもたちもおりますので、活動を組み合わせることも想定する等、今のこどもたちのニーズに合わせた場所を作っていく必要があります。私どもの方で、様々な調整をしながら進めている状態だということも、この趣旨を含めて、ご説明させていただきました。

(竹中委員) 大人にとっては些細なことでも、こどもは思いがけず悩んでいたりと、傷ついたりします。「どんな小さなことでも、身近な大人に相談して良いんだよ」と、こどもにきちんと伝えてあげる事が大切だと、日々子育てをしながら感じています。こどもから相談されたり助けを求められたりしたら、担任の先生や学校の力を借りながら、問題が小さいうちに解決出来るように手助けしていきたいです。そして、こどもの成長と共に、友人関係などで感じることや悩みも変わっていきます。年齢に応じたケアも必要ですので、その辺りも柔軟に対応していきたいと思っています。

(山田委員) 先ほどお話がありましたように、件数を減らすだけが問題ではないというのは、今日のご報告を聞いてよくわかりました。先生方や皆さんの活動が、こどもの認知力と言いますか、いじめの発見力を高めているという成果が出られていると思いました。資質の向上という部分と、解決のスキルも、様々な方法を使って、

実施されているということもわかりました。見つけにくい原因として、人に迷惑をかけたくないとか、自分は心配されなくてもいいという遠慮もあると思いますが、竹中委員がおっしゃったように、誰か1人でもしんどいと言える人を見つけてねということを、大人として伝えていけるといいなと思います。

民生委員としては、育児のスタートのステージを赤ちゃん訪問でお手伝いさせていただいていますが、地域の顔見知りをそこからでも、いろんな場面で増やしていったら、「ちょっと、どうしたの」と気付けるような人になり、活動していきたいと、改めて考えさせられました。

(河野委員) 先ほど、担任の先生に相談というお話がありましたが、担任の先生が窓口になることが多いのですが、別にどの先生でもいいですとお伝えしています。こどもにも、先生もそうですし、周りで相談しやすい大人に相談しなさいという話をしています。保護者の方も、担任の先生以外に相談していいのかなと心配する必要はないので、話しやすい先生にどんどんしていただけたらと思います。多分どの学校でもそれは言っているかと思いますが、もしお知り合いの方で、ちょっと悩んでいるという話があったら、誰でもいいから相談して大丈夫だよというのは、言っていただけたらと思います。よろしくお願いします。

(横田委員) 小学校もそうですが、学校外でのトラブルはすごく多くて、浅田委員からもお話があったように、地域や、保護者の方も一緒に考えていくことはすごく大事な視点だと思っています。公園でトラブルが起こったら、必ず学校に電話かかってきて、保護者の方が、相手の保護者と揉めたくないとおっしゃられます。解決するには話し合いが必要ですし、やっぱり一番身近でいらっしゃる保護者の方同士のお話し合いも、避けては通れないところがあります。

特にSNSとか、塾のトラブルも、学校でどうにかしてくださいとお話をされることも少なからずあります。例えばSNSで言うとフィルタリングをかけていますかとか、そういったところから保護者啓発を学校もしているのですが、トラブルがあったときには、保護者も地域も一緒になって解決をしていくということは、日々学校にいる者としてはすごく思っているところです。

いじめとかトラブルは集団生活の中でつきものというか、当たり前のことです。トラブルになったときに、こども同士で解決できる力もつけていけないいけないと思っています。こどもが話し合いをする前に、保護者の方が来られて、謝ってくださいみたいな言葉が入って、こどもたちが話をする機会も奪われてしまいます。それは学校だよりでお話しとして出しているのですが、そういったこども同士で解決できる力をつけていってあげないと、何もかも守っていく、何もかも周りの大人が解決していくというのは、本当にこどもたちの生きていく力がついていくのかなと、日々考えながら、対応しているところです。こどもたち第一主義というか、そこは大切にしていきたいなと思います。

(内藤委員) 今地域で、というお話もありましたが、愛護委員さんは、朝のこどもたちの登校の時間や下校の時間に、公園や地域の見守りなどをしてくださっています。保護者の方や保護者としては学校を卒業した方がグループを組んで見守ってくださっています。その中で、もちろん交通安全的なことや防犯的なこともあります。月に1回発行している愛護班通信の中に、愛護委員さんが見守りの中、巡視の中で、気づいたことを書いて、報告が上がってきます。その中で、個人的なこ

となので、通信に出すところまではいかないですが、何回も見守ってくださっているのも、今日はこどもたちの元気がなかったと書いてあることがあります。心配して、おはようと声をかけたら、元気におはようと返ってきたから、ちょっと安心しましたとか。愛護センターには、元校長の職員もおりますので、気になるようだったら学校と繋がっていくように積極的にしていきたいと話しております。いじめに直接ではないかもしれないですが、地域でこどもたちの様子を見ながら見守っていく、そして何かのときには力になりたいという気持ちで活動しています。

また、青少年の18歳から39歳までのひきこもりや、若者の問題もセンターが担っており、「若者相談センター アサガオ」を運営しております。お母さんや学校の先生に話せるその時期を超えてしまった大人が、昔のことでちょっと引っかかっていたり、次に踏み出せなかったりするような相談も行っていますので、ぜひ色々なところにPRしながら、大きくなった人たちの心のケアもしていきたいなと思いました。

(富田委員) SNSの部分ですが、非常に影響力が大きいと思います。なおかつ周りから見てもなかなか見えないので、非常にいじめに繋がる場所だと思います。令和7年度の取り組みにもSNSのについての取り組みが入っているので、すごく良いことだと思います。何か起こった事案に対する対応というのはもちろん必要ですが、それ以外に、発信する側にすごく影響力があるということや、受け取る側がどう対応対処するのかというのは、定期的に発信していただきたいなと思います。保護者の方にも、家庭で話し合う場を設けるとか、色々な方法で、SNSへの対策は引き続きとっていただけたらなと思っています。

(竹内委員) 人権・男女共生課では、人権を守るための相談窓口等をさせていただいています。最近、活動しながら考えることがあります。色々なことが発展してきている時代になり、お子さんたちにとっても我々にとっても、自分が意志を持っていることや情熱のあることに集中しやすい時代になってくるのではないかなと思っています。そういう意味でも、基礎的な人権を守っていくのは我々の活動としてとても大事なことだと思います。

いじめに関して言えば、先の未来をお子さんが見られているかが大事なのではと感じています。今が自分の人生のすべてになると、他人をどうこうすることが、何かやりがいの方向になってしまったりすると思うのですが、ちょっと先の未来のために今があって、自分のために、今どういう投資をしていくか、どういうことを学んでいくか、どういう経験を自分に流し込むかという未来のための選択の時期だということに意識がいていて、そういったことが起こりにくいのかなと感じています。

(浅田委員) 弁護士の予防授業でのこどもたちの感想の中で、私が自戒の意味を込めて受けとめている言葉があります。それは何かというと、「大人もいじめをしているのでは？」という言葉です。そしてその現状の中では「いじめはなくなる」という言葉が、複数のこども達からありました。

また、私たちが家庭からの相談に乗らせていただくときには、お子様や、保護者の方が傷ついていらっしゃるという前提がありますので、その思いに対して、まずは心のケアを最大に優先しています。そういった立場にある私達は、例えば、

本当ならこれが子どもたちにとって成長の場だから、見守っていて欲しいという思いがありながらも、それを親御さんに伝えたときに、「いや、そういうことを言っている場合じゃないでしょ」というのが親御さんの思いであり、それは当然その通りだと思います。身近で子どもが傷ついて、それを見ている保護者の方が心配されること、それは私も、保護者の立場でそう思うのは当然だと思いますし、その思いは尊重したいと思っています。私たちや学校の先生は、いじめというのは実は子ども同士が納得し解決することが大切であることを、なかなか当事者として言いにくいところがあります。ただ、横田委員がお話しされたように、学校通信の方で発信されているとか、私もある学校の入学式にお伺いしたときに、校長先生が「学校は子どもたちが人との関わりを学ぶ場だから、保護者の方、地域の方、温かい目で見守って欲しい事柄もいっぱいあります」というお話をされました。

そういったいじめや人付き合いという部分を、まず1点は、大人である私達の方もしっかり見直すことで規範を子どもたちに示していくという一つの柱。もう1点は、そういった子どもたちの育みを、学校だからできる部分を尊重していくようなルールの発信です。それを今ここで協議した皆さんの中では、共有できたと思います。

(國友会長) ありがとうございます。私も愛護委員として、地域全体で子どもたちを見守れるように、今日の会議内容、お伺いしたことを、所属の方に持ち帰って、地域の大人として、子どもたちを守るような環境づくりに少しでも協力したいと思いました。

では、本日出されましたご意見を参考に、事務局での検討をお願いいたします。本日の協議事項は終了いたしました。事務局から報告事項はございますか。

(事務局森本) 本日の議事録ですが、作成できた段階で一旦委員の皆さまに送付させていただきます。発言内容を確認いただき、修正等がある場合は事務局までお知らせください。原則会議の1か月以内にホームページ等で公表いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

(國友会長) それではこれもちまして、令和7年度第1回いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

<閉会>